

高知くらしの護身術

149

二次被害

きっぱり断る勇気を

(2009年11月10日掲載原稿)

以前資格取得講座の契約をしたことがある人に、「資格を取得していないため契約が終了していない。続きの教材を送るので代金を払って欲しい」という電話がかかり、「もう資格は必要ない」と断ると、「中断はできない。やめる場合は終了手続きの代金が必要」と言われた という相談が寄せられています。

業者の説明は新たな契約を結ばせるためのもので事実ではありません。このように過去に契約したことのある人が再び被害にあうケースを「二次被害」といいます。

資格取得教材やビジネス教材の二次被害では、勤務先に電話するなど、断りにくい状況で執拗に勧誘してきます。

またこのような勧誘に困り果てている方に、「あなたの名前が掲載された名簿が出回っている。手数料を払えば名簿から抹消し、今後勧誘がなくなるようにする」と持ちかける業者もありますが、これも二次被害です。

過去の契約者名簿が流出していると考えられますが、一旦出回った情報を全て回収することは不可能です。執拗な勧誘への対処方法は「きっぱり断ること」以外にありません。

このような勧誘があったら、長く話を聞かないで、「契約しません」とはっきり断って電話を切ることが大切です。断りきれずに承諾してしまったり、強引に契約書面が送られてきた場合には、直ちにクーリングオフの手続きをしましょう。

公的機関や市民団体などと紛らわしい名称の事業者が、過去の契約の解約を勧誘してくる場合もあるので十分に注意してください。